

山口市中学校部活動地域移行推進協議会設置要綱の改正について

1. 改正理由

本市における令和8年4月の組織改編により、協議会の庶務を担当していた市長部局の交流創造部「部活動地域移行推進室」が教育委員会事務局へ移管され、「地域クラブ活動推進室」に改称したことから、要綱の関係規定を整理し、所管部署を変更する。

2. 改正内容

上記の変更により、会長を交流創造部長から教育委員会事務局部長、副会長を教育委員会事務局部長から交流創造部長へ改める。

協議会の庶務を処理する部署について、交流創造部部活動地域移行推進室を教育委員会事務局地域クラブ活動推進室に改める。

3. 施行期日

令和8年4月1日

山口市中学校部活動地域移行推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 山口市内の中学校における部活動の、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させた地域クラブ活動への移行を推進し、すべての生徒が、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に親しめる地域クラブの環境を整えることを目的に、山口市中学校部活動地域移行推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)部活動の地域移行に関すること。
- (2)持続可能な地域クラブ活動の活動環境整備等に関すること。
- (3)地域クラブの運営に関すること。
- (4)その他目的達成のため必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる者、又はその者から推薦を受けた者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は山口市教育委員会事務局教育部長をもって充て、副会長は山口市交流創造部長及び山口市地域生活部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条の所掌事務について検討するため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、山口市教育委員会事務局地域クラブ活動推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

山口市スポーツ協会会長
山口市スポーツ推進委員協議会会長
山口市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
山口市スポーツ少年団指導者連絡協議会会長
山口文化協会会長
山口県吹奏楽連盟山口地区会長
山口市中学校長会会長
山口市小学校長会会長
山口市PTA連合会会長
山口県退職校長園長会山口支部長
山口県中学校体育連盟会長
山口県中学校文化連盟会長
鴻南中学校学校運営協議会会長
山口市交流創造部長
山口市地域生活部長
山口市教育委員会事務局教育部長

新旧対照表

山口市中学校部活動地域移行推進協議会設置要綱

新	旧
<p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条</p> <p>2 会長は山口市教育委員会事務局教育部長をもって充て、副会長は山口市交流創造部長及び山口市地域生活部長をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>教育委員会事務局地域クラブ活動推進室</u>において処理する。</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条</p> <p>2 会長は山口市交流創造部長をもって充て、副会長は山口市教育委員会事務局教育部長及び山口市地域生活部長をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、山口市交流創造部活動地域移行推進室において処理する。</p>
<p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。</p>